

令和5年度
第4回いわき市地域自立支援協議会
議事要旨

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

会 議 名		令和 5 年度第 4 回いわき市地域自立支援協議会		
日	時	令和 6 年 3 月 21 日（木）		会 場
		午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分		
出 席 委 員	【構成区分】	（氏名）		（所属・職名）
	障がい者福祉団体	吉江	路子	いわき市盲人福祉協会女性部会 会計
		吉村	真澄	いわき市手をつなぐ育成会 監事
		渡辺	さゆり	いわき地区自閉症児・者親の会 会長
		石井	静子	いわき聴力障害者会 副会長
	障がい者福祉施設等	長谷川	秀雄	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長
		鍛冶	奈保子	(福)いわき福音協会エデンの家 作業療法士
		古川	敬【会長】	(福)育成会 常務理事
		谷平	耀宗	(福)誠心会 理事兼事務局長
	障がい者関係機関	菅野	美恵子	福島県立いわき支援学校 校長
渡部		孝男	福島県立平支援学校 校長	
佐藤		香	いわき障害者就業・生活支援センター 所長	
磯		咲生恵	(福)いわき市社会福祉協議会生活支援課 主事	
市民代表	渡辺	成子	いわき市ボランティア連絡協議会	
欠 席 委 員	学識関係者	三好	圭	医療創生大学 健康医療科学部 准教授
	障がい者福祉団体	志賀	忠夫	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院（精神科）
		鈴木	世津子	いわき市身体障害者福祉協会 会長
	障がい者福祉施設等	長谷川	勇三	いわき市腎臓病患者友の会 会長
	障がい者関係機関	鈴木	恵美子	(福)希望の杜福祉会 けやき共同作業所 施設長
		菅野	美恵子	福島県立いわき支援学校 校長
事 務 局	いわき市	山廻邊	直人	障がい福祉課 課長
		高久	慶子	同 支援係長
		佐藤	公威	同 事業係長
		吉田	裕史	同 主査
		永井	修平	同 事務主任
		齊藤	将智	同 事務主任
		木田	翔一	同 事務主任
		石井	優悠佳	同 事務主任
		若林	礼佳	同 主査
	基幹相談支援センター	園部	義博	いわき基幹相談支援センター所長
		坂本	建	いわき基幹相談支援センター
		浄土	洋輔	同
		伊藤	洋介	同
	地域生活支援部会	草野	美保	地域生活支援コーディネーター

	障がい者相談支援センター	川崎 浩二 木村 活昭	いわき障がい者相談支援センター 同
配付資料	(1) 次第 (2) 席次表 (3) 令和５年度第４回いわき市地域自立支援協議会資料 (4) 別冊【第５次いわき市障がい者計画（後期） 第７期いわき市障がい福祉計画 第３期いわき市障がい児福祉計画】		

議事要旨

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 報告事項

いわき市地域自立支援協議会設置要綱第6条に基づき、古川会長が議長を務めた。
(『4 協議事項』、『5 その他』も同様)

議事	発言者	内容
(1) 令和5年度 専門部会等の 評価と課題に ついて	事務局	配布資料P 5～19に基づき、令和5年度における各専門部会の評価と課題について報告。
	A委員	11ページの児童・療育支援部会に関係することだが、先週、移行期医療についてのシンポジウムがあり、私もシンポジストとして出席してきた。 現在、いわき市では就学前の障害児の支援というのは、実際どういう形で行われているのか疑問がある。 学校に通う場合は、その少し前から学校が関わっていく形で支援が繋がると思うが、それ以前というのは、どういう形になっているのか。 また、特別支援学校を卒業した後に、サービス利用にならずに、在宅という分類になった方が結構いらっしゃるらしいが、本来、18歳ならば社会との関わりや社会に出て行くという時期かと思う。その時期に在宅生活になるというのは、あまりその方にとって良い人生ではないのではないかと思ってしまう。卒業後に在宅生活となっている方はどのくらいいるのか。その方の支援はどうなっているのか。 やはり福祉に関わる我々も意識が薄かったなというふうに思っているところである。その点について、知り得る範囲で良いので説明をお願いしたい。
	事務局	まず1点目のいわゆる未就学児に対するアプローチの仕方、支援の仕方については、こどもみらい部の子育てサポートセンターというような組織があり、1歳半健診や3歳児健診で発達の遅れがありそうだなという方に関しては、心理判定員や保健師などが、その方に対して対応しているところである。 また、家庭訪問等を通して、その方の状態像とか、色々な状況を確認した上で、子育てサポートセンターの方で、例えば、児童発達支援センターなどに通った方が良いのではないかと、そういったところやどこか事

		業所につなげていくような、そういった取り組みを行っているところである。 2点目の、高校卒業後に在宅で過ごす障がいのある方について。 まず障がいのある方という、障害者手帳をお持ちの方というように、行政的にはそこで区別するが、手帳をお持ちではないけれども、例えば発達障害の診断がある、または見込みの高い方なども結構いらっしやると聞いている。 そのような方については、高等学校の関係者や、それに関わる支援を行っている方々と、障がい福祉課の方で、高等学校等の支援機関による連携会議を年4回開催している。ここでは、主に一般高校に在籍している生徒さんの中で、何らかの支援が必要な生徒さんに関して、どのようなサポートをしていくか、どういう体制が必要かというのを定期的に、情報共有を行いながら、なるべくそうした生徒さんが就労や、もしくは何らかのサービスに繋がりやすいような体制づくりに努めている。しかし、その全体的な数の把握まではできていない状況である。
	B 委員	今の回答に補足させていただく。 先ほど、子育てサポートセンターについては説明があった通りかと思うが、1歳半健診等でフォローされる場合もあるが、例えば医療センターや、各地の大きな病院のNICUを経て退院されるお子様などに関しては、退院調整ルールというのが出来ており、退院前に各病院のケースワーカーや子育てサポートセンター、またはその両者の中で予測される福祉サービスを実施できる事業所、訪問看護が必要になるようであれば、訪問看護ステーション、自宅に訪問して療育を行った方が良いお子さんに関しては、居宅児童発達支援事業を行っている事業所、あとは難病指定がある疾患の方には、小児慢性特定疾患についてのフォローを市の委託で受けているセンターもあるため、そういったところなどが退院カンファレンスに呼ばれて、調整をして、在宅の方につなげていくというようなことを行っている。 その他、子育てサポートセンターだけでなく、各健診でフォローが必要となったお子さんに関しては、担

(2) 第5次市障がい者計画（後期）等に係る主な取り組み等について	議長	当地区の地区保健福祉センターの方でもフォローしている。そちらの担当には、後方支援として、基幹相談支援センターも関わりながら、地区の担当の方がフォローをして、各児童発達支援事業所、もしくは児童発達支援センターの方に、こういったお子さんのフォローをお願いしますという連絡が入って、各調整をさせていただいているというようなことになっている。 詳細な説明をいただき感謝する。他に意見等なければ次に進むこととする。
	事務局	配布資料P20～21に基づき、第5次市障がい者計画（後期）等に係る主な取り組み等について、事務局より報告。
	議長	この報告については、これまでの経過説明、報告といった内容が主であるため、意見等なければ、次に進むこととする。

4 協議事項

議事	発言者	内容
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定（案）について	事務局	配布資料P22～27に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領改定（案）について説明。
	議長	ただいま説明の中にもあった通り、事前に委員の皆様には、この対応要領の改定案が示され、更には意見の聴取もされているということであるため、この場では特に新たな意見ということはないかと思うが、ここでお聞きしたいというようなものがあれば、委員の皆様から、ご意見をいただきたい。
	C委員	23ページの障害者差別解消支援地域協議会の設置というところに、いわき市では、この地域自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っているということだが、市職員対応要領について、意見が随分出たわけであるが、4月の実施の合理的配慮については、医療、教育、それぞれ様々な分野で合理的配慮が、国から示されるようになるかと思うが、この協議会が役割を担う以外に、合理的配慮についての相談

		窓口をどこかに設けるという考えなどはあるのか伺いたい。
	議長	具体的には、例えば障害をお持ちの方がいわき市で生活する上で、合理的配慮に欠けていると感じた際に、相談できる場所があるのかということか。
	C委員	そのとおりである。合理的配慮に欠ける対応を受けた際に、市民の皆様にわかるような相談窓口があるのかという点、お聞きしたい。
	事務局	差別解消法については、障がい福祉課が所管しており、合理的配慮の提供に関しても、私ども障がい福祉課の方に相談が入るような流れになっている。 実際に、お問い合わせが代表にかかってきた場合には、障がい福祉課に相談が回ってくる。そのため、障がい福祉課で、不当な差別的取り扱いの相談や、合理的配慮の提供義務などについて、話を伺い、罰則規定はないが、法律の中で、義務である旨を民間事業者の方に説明するようになる。 過去にもそのような事例はあった。 そのため、障がい福祉課の方に、何かあった時にはご連絡いただければというところである。 また、内閣府の方で「つなぐ窓口」という相談窓口を開設しており、民間事業者や小売店等で、合理的配慮の提供が受けられなかったという場合に、まずどこに相談していいのかわからないといった方は、国の「つなぐ窓口」の方に相談を入れ、そこから各市町村の担当の相談窓口につないでもらえるという仕組みも、国の方で作ったところであり、市の方でも周知啓発を行っているところである。
	C委員	ぜひ周知啓発、4月以降、わかりやすいように、よろしく願いしたい。
	議長	他に意見等ないようであれば、お諮りしたい。 ただいま説明のあった協議事項の（1）、障害を理由とする差別の解消の推進に関するいわき職員対応要領改定案について、原案の通り取り組むということに異議はないか。

		異議なしと認める。 本日用意されているものについては以上である。 事務局の方から何かあるか。
--	--	---

5 その他

議事	発言者	内容
(1) 令和6年度 いわき市自立支 援協議会委員の 選任について	事務局	当協議会の委員の任期は3年であり、現委員は令和6年3月末で任期満了となる。次年度は委員改選の年度であるため、要綱に基づき、各団体へ推薦依頼をさせていただくので、よろしくお願いしたい。
障がい福祉課 長あいさつ	障がい 福祉課 長	【課長あいさつ】委員の皆様への謝辞

6 閉会